

日医発第 269 号（総務）

令和 6 年 4 月 2 6 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会

会 長 松 本 吉 郎

（ 公 印 省 略 ）

「令和 6 年度 歯と口の健康週間」について

今般、標記の件につきまして、厚生労働省及び日本歯科医師会より、本会
に対して別添のとおり協力依頼がありました。

本事業は、歯と口の健康に関する正しい知識を国民に対して普及啓発する
とともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早
期発見及び早期治療等を徹底することにより歯の寿命を延ばし、もって国民
の健康の保持増進に寄与することを目的とするものであり、本年度は 6 月 4
日（火）から 6 月 1 0 日（月）までが実施期間となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくととも
に、貴会管下郡市区等医師会への周知、協力方につき、ご高配賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。



厚生労働省発医政 0321 第 6 号
令和 6 年 3 月 21 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

「令和 6 年度 歯と口の健康週間」について

「令和 6 年度 歯と口の健康週間」を別紙実施要領に基づいて行うこととした
ので、貴団体におかれても、ご協力方よろしくお願いする。



日 齒 発 第 1 5 5 7 号
令 和 6 年 3 月 2 5 日
(地 域 保 健 課 扱 い)

「歯と口の健康週間」協力団体 各位

公益社団法人 日本歯科医師会
会 長 高 橋 英 登
(公 印 省 略)

令和6年度「歯と口の健康週間」の実施について

平素より歯科口腔保健の向上についてご協力を賜り御礼申し上げます。

既に厚生労働省より協力依頼文が届いていることと存じますが、例年6月4日から10日まで実施している「歯と口の健康週間」を、別添の実施要領のとおり実施することといたしました。

つきましては、例年どおり標記ポスターを別途4月中～下旬頃、日本歯磨工業会より送付させていただきますので、周知等についてご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年度 歯と口の健康週間実施要領

1. 目 的

この週間は、歯と口の健康に関する正しい知識を国民に対して普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより歯の寿命を延ばし、もって国民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

2. 標 語

歯を見せて 笑える今を 未来にも

3. 本年度の重点目標

生きる力を支える歯科口腔保健の推進

～生涯を通じた8020運動の新たな展開～

歯と口は国民が健康に生きていく力を支えるものであり、歯科疾患の予防や歯と口の健康を保持する取り組みを進める必要があることから、「生きる力を支える歯科口腔保健の推進」を重点目標とする。

4. 実施期間

令和6年6月4日（火）から同年6月10日（月）までとする。

5. 主 催

（中央）厚生労働省、文部科学省、日本歯科医師会、日本学校歯科医会

（地方）都道府県、保健所を設置する市、特別区、都道府県教育委員会、市町村教育委員会（特別区のエ育委員会を含む）、都道府県歯科医師会、郡市区歯科医師会（特別区のエ育医師会を含む）

6. 協 力（予定）

（中央）人事院、内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、防衛省、こども家庭庁、日本民営鉄道協会、日本赤十字社、健康保険組合連合会、国民健康保険中央会、全国農業協同組合中央会、全国農業共済協会、全国厚生農業協同組合連合会、全国漁業協同組合連合会、日本林業協会、大日本水産会、恩賜財団済生会、国家公務員共済組合連合会、日本医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、日本助産師会、日本学校保健会、中央労働災害防止協会、日本歯科衛生士会、日本歯科技工士会、8020推進財団、口

腔保健協会、日本公衆衛生協会、日本口腔保健協会、日本新聞協会、日本放送協会、日本民間放送連盟、主婦連合会、日本歯磨工業会、日本歯科商工協会、生命保険協会、全国国公立幼稚園・こども園長会、全日本私立幼稚園連合会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、日本保育協会、全国私立保育園連盟、全国社会福祉協議会、日本栄養士会、日本食生活協会、母子保健推進会議、母子衛生研究会、恩賜財団母子愛育会、全国心身障害児福祉財団、全日本ブラシ工業協同組合、健康・体力づくり事業財団、全国老人クラブ連合会

(地方) 中央において協力を得る機関及び団体の地方組織並びにその他の関係団体等で、主催者が適当と認めたものについてはそれぞれに地方の実情に応じて協力を得るものとする。

7. 実施方法

(中央) 主催者は、相互に連絡協調し、報道機関等を通じて普及・啓発を行う。
また、ポスター、広報資料等を作成し、関係方面へ配布する。

(地方) (1) 広報機関等による普及・啓発

主催者は相互に連絡を取り、自己の広報機関を活用するとともに、報道機関へ各種資料を提供すること等により、「週間」の普及・啓発を図る。

(2) 各種催物等の開催

講習会、講演会、映画会、スライドフォーラム、展示会等を開催して、「週間」の趣旨の理解を図る。

(3) 口腔診査と歯科保健指導・相談等の実施

保健所、市町村保健センター、保育所、幼稚園、学校、事業所、病院、口腔保健センター、診療所等において実施する。

実施にあたっては、地域の歯科診療所の歯科医師（かかりつけ歯科医師）等との連携の下に行われることが望ましい。

(4) 標語、作文、絵画等の募集

児童・生徒から広く募集して、「週間」の趣旨を地域社会に普及・啓発を図る。

(5) その他

(1)～(4)に掲げるもののほか、それぞれの地方の実情に応じた適切な事業を創意工夫して実施する。